

日行連発第 379 号
令和 2 年 7 月 14 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

ハサップ
HACCPに関する会員ホームページ掲載記事の是正等について

令和 2 年 6 月 1 日、改正食品衛生法施行による HACCP 制度化のため、すべての飲食店において HACCP 導入が法的義務となりました(1 年間の経過措置あり)。先般、「HACCP 周知活動に関するチラシのご送付について」(令和 2 年 5 月 29 日付・日行連発第 195 号)において、HACCP 周知にご活用いただくためのチラシをご送付させていただいたところです。

このたび、本件に関連して、厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品監視安全課より、制度化 HACCP の趣旨に反し、事業者の誤解を招くような過度なセールス文句若しくは法令上間違った記事を掲載する行政書士のホームページが多数見受けられることから、制度化 HACCP の趣旨を十分理解したうえで、事業者に誤解を生じさせないよう是正をお願いしたいとの要望がありました。

制度化 HACCP の趣旨は、自店や事業所の業態を理解した上で、事業者自らが HACCP プランを考案し、継続的な監視・記録によって衛生管理を行い、食品安全を確保するものです。しかしながら、行政書士のホームページの中には、HACCP 導入に係るすべてのプロセスを行政書士に丸投げできるかのような誤解を招く記事が散見されます。事業者が HACCP プランの内容を全く理解せずに書類作成を行政書士に丸投げする結果、書類だけはまとまっていますが、HACCP がシステムとして機能しない状況の発生が懸念されます。これは、前記制度化 HACCP の趣旨に反するばかりか、保健所の指導に際して事業者との間に認識の差異が生じることも危惧されます。

つきましては、そのような事態が生じないよう、あくまでも事業者自らが考案し、理解した HACCP プランに従って衛生管理を行うという制度趣旨を前提として業務に携わるよう会員へ周知するとともに、すべてを行政書士に丸投げできるかのような誤解を招く記事については速やかに是正するよう会員へのご指導をお願いいたします。

【厚生労働省ホームページ】HACCP (ハサップ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/index.html

【別紙】誤解を招くような記事等の分類

以上